

未払いの医療費回収業務の弁護士委託について

当院では、回収困難となっている未収金について、適切にお支払いいただいている患者さんとの公平性の確保と病院経営の健全化のために、下記法律事務所に回収業務を委託しております。

つきましては、病院からの再三の請求に対し、お支払いいただけない方には、委託先の法律事務所からお支払いについてご連絡いたしますので、ご了承ください。

1. 委託先

名称	紀尾井町東法律事務所
所在地	東京都千代田区麹町 3-7 半蔵門村山ビル 3 階
代表弁護士	前田 博之

2. 対象者

長岡赤十字病院の診療費等を滞納している方及びその連帯保証人等

3. 委託後の支払案内等

回収業務委託後は、当院に代わり委託業者が支払案内等を行うことから、原則として委託業者が指定する口座等にお支払いいただくことになります。